

令和二年五月

令和二年五月文京区議会臨時議会議案

文京区

目 次

議案第 五 号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 頁

議案第五号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

付則に次の八項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 22 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 23 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日数で除した金額（その金額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）の三分の二

に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

24 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

25 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けられる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、付則第二十三項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

26 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けられることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けられなかったときは傷病手当金の全額を、その一部を受けられることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその受けた額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給する額から控除する。

27 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定の適用）

28 付則第二十二項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から規則で定める

日までの間に属する場合に適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)

29 第二十四条第一項及び第二十四条の三の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響によりその者の収入の減少が見込まれる場合において、区長が必要があると認めるときは、保険料(令和二年二月一日から規則で定める日までの間に納期限(特別徴収の方法によつて保険料を徴収する場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)の到来するものに限る。)を減額し、又は免除する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例(以下「新条例」という。)付則第二十二項から第二十八項までの規定 令和二年一月一日
 - 二 新条例付則第二十九項の規定 令和二年二月一日

(説 明)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、傷病手当金の支給及び保険料の減免に係る特例を設けるため、本案を提出いたします。